【8】盗取及び紛失とその対応

監視伝染病病原体の盗取，紛失，所在不明等を発見したときは，以下のフローチャート に沿って対応する。（規則第21条）

監視伝染病病原体の盗取，紛失及び所在不明等発見者

（作業責任者，病原体取扱主任者又は部局長に通報）

発見者は，次に掲げる措置を行う

一　盗取又は所在不明等の監視伝染病病原体の種類及び数量を確認

二　窓，扉等の破損等がある場合には侵入防止策を講じる

三　原因究明に支障を来さないよう，警察等が対応するまでの間，現場の保全を講じる

四　盗取等の際に他の病原体等の容器等の破損があり，当該病原体等による周囲の汚染が考えられる場合は，その拡散防止措置を講じる

通報

通報

通報

部 局 長

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・事態の状況を必要な部署に周知

・家畜伝染病予防委員会委員長及び病原体取扱主任者と協議の上，直ちに必要な措置を講じる

病原体取扱主任者

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

作業責任者

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・

連絡

連絡

緊急時の通報

連絡

部局担当課長・事務長

　氏名　○○○○

　内線　○○○○

　携帯　○○○○

警察署

連絡先　○○○○

連絡

報告

必要に応じて連絡

家畜伝染病予防委員会

委員長 理事（研究担当）

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

報告

必要な措置を講じる

研究推進課長

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

連絡

必要な措置を講じる

警察署

届出る

警察署

連絡先　○○○○

学　長

※使用学部等において連絡先等を記載すること。

※必要又は不要となる事項がある場合は、適宜修正追加等をして使用するものとする。